西知多医療厚生組合看護師等修学資金貸与制度の概要

１　貸与対象者

看護師等を養成する施設（以下「養成施設」という。）に在学する者で、卒業後看護師等として、公立西知多総合病院に勤務しようとする者。

２　貸与額（無利息）

(1) ４年制大学に在学する者　　　１月につき６０,０００円

(2) ４年制大学以外に在学する者　１月につき３０，０００円

３　普通貸与の貸与期間

申請のあった日の属する月から養成施設を卒業する日の属する月まで

４　募集人数

若干名

５　選考方法

　　書類審査、面接、小論文（事前提出）

６　貸与の打切り

養成施設を退学したとき、心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき、学業成績が著しく不良となったと認められるときなどの場合に貸与が打ち切られます。

７　修学資金の返還の免除

　　次の場合は、修学資金の返還の債務が免除されます。

　(1) 養成施設を卒業後、直ちに公立西知多総合病院に看護師等として勤務し、かつ、看護師等の免許を取得した場合、引き続き勤務した期間が、修学資金の普通貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき（以下「免除期間満了」という。）。

(2) 免除期間満了前に公務上の理由により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため退職したとき。

(3) 養成施設在学中に死亡したとき。

※修学資金の返還の免除に該当する場合は、届出が必要になります。

８　修学資金の返還

次の場合は、１月以内に修学資金を返還することになります。

(1) 修学資金の貸与の打切りがあったとき。

(2) 公務外の理由により死亡したとき。

(3) 免除期間満了前に公立西知多総合病院を退職したとき。（この場合、勤務した期間に応じ、返還額の一部が免除されます。）

(4) 養成施設を卒業した日から起算して２か月以内に看護師等の免許を取得しなかったとき。

(5) 養成施設を卒業した後、直ちに公立西知多総合病院に勤務しなかったとき。

９　返還の猶予

災害、病気その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるときは、相当な期間、返還を猶予する場合があります。

10　延滞金

正当な理由がなく返還期限までに修学資金を返還しなかったときは、その返還期限の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に条例で定められた割合を乗じて算出した延滞金を加算した額を納付することになります。

11　貸与後の届出

(1) 修学生は、毎年学年が終了した日から１０日以内に、前学年度末における学業成績証明書及び当該年度における在学証明書を提出しなければなりません。

(2) 修学生は、次の各号の場合は、直ちにその旨を届け出なければなりません。

ア　氏名又は住所を変更したとき。

イ　退学したとき。

ウ　修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

エ　休学し、又は停学の処分を受けたとき。

オ　復学したとき。

カ　保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は保証人が死亡したとき若しくは破産手続開始の決定を受けたときその他保証人として適当でない理由が生じたとき。

キ　養成施設を卒業したとき及び看護師等の免許を取得したとき。

(3) 保証人は、修学生が死亡又は失踪したときは、直ちにその旨を届け出なければなりません。

12　申請時提出書類

(1) 修学資金貸与申請書（様式第１）

(2) 身上調書（様式第２）

(3) 保証書（様式第３）

※添付書類

・保証人の印鑑登録証明書

・保証人の年収、資産等がわかる書類

(4) 誓約書（様式第４）

(5) 口座振込申出書

　　※添付書類

　　　振込口座の分かるもの（通帳等）の写し

(6) 小論文（所定様式）※テーマは所定様式に記載のとおり

(7) 在学証明書

13　借用証書の提出

貸与を受けた者は、養成施設を卒業後又は貸与打ち切り後、直ちに「借用証書（様式５）」を提出しなければなりません。

14　日程等（予定）

(1) 応募締切　７月３１日（木）

(2) 提出先　　公立西知多総合病院　企画管理課人事管理室

(3) 面接試験　８月中旬（応募者へ追って連絡します。）

(4) 合否通知　８月下旬

(5) 振込み　　８月２９日（金）※初回は２ヶ月分となります。

以降、原則毎月２１日

15　その他

本件の貸与は、卒業後の公立西知多総合病院での採用を保証するものではありません。

連絡先

〒４７７－８５２２

東海市中ノ池三丁目１番地の１

公立西知多総合病院　企画管理課人事管理室

電話０５６２－３３－５５００